日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）

ベーシックコースおよびベーシック・インストラクターコースを

受講された方への認定証の発行のお知らせ

日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS：Japan Council for Implementation of Maternal　Emergency Life-Saving System）は、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本麻酔科学会、日本臨床救急医学会、京都産婦人科救急診療研究会、妊産婦死亡検討評価委員会の7 団体共同で昨年設立いたしました。また、日本看護協会、日本助産師会には協賛団体として参画いただくことになりました。

2015年10 月より、本協議会が主催するベーシックコースとベーシック・インストラクター講習会(J-MELS)を開催してきましたが、この度、これまでに講習を受講された皆さまに対し、受講認定証を発行する手続きが整いましたので、ご連絡申し上げます。

ベーシックコースおよびベーシック・インストラクターの認定には以下の基準があります。その資格要件をご確認の上、認定証の発行を希望される方は、以下の方法で手続きを行っていただきますようにお願いいたします。ベーシック・インストラクターの認定にはアシスタントインストラクターとして補助を行っていただいた後にインストラクターとしての認定証の発行が可能になります。ベーシックコースとベーシック・インストラクターの両コースの認定証を受けることも可能ですが、認定料の減額措置はありませんので、上位資格（ベーシック・インストラクター）の認定証の発行を請求いただくことをお勧めいたします。また、認定証には有効期限があり、認証を維持するためには再度講習を受けて更新していく必要があります。

本講習の受講の認定証を取得することは、将来、産婦人科専門医やクリニカル・ラダーの単位取得のための一つの指標となる可能性があり、周産期医療に関わる多く職種の皆さまに講習を受けていただき、認証を受けることをお勧めしています。

2016年　7月

日本母体救命システム普及協議会　代表　岡井　崇

認定委員会　委員長　竹田　省

記

【認定の申込み】

2016 年7 月から日本母体救命システム普及協議会のホームページで行います。

【J-MELS ベーシックコース受講ならびにベーシック・インストラクターの認定基準】

ホームページ参照

【認定の流れ】

① 本協議会のホームページで必要事項を事務局へ送信

② 事務局より認定料振込の案内

③ 認定料（5000 円）振込の確認

④ 認定証（カード）の発行 （①～④までに2 ヵ月ほどかかることもあります）

【問い合わせ先】

日本母体救命システム普及協議会事務局 （日本産婦人科医会事務局内）

電話03-3269-4739 Mail [jcimels@gmail.com](mailto:jcimels@gmail.com) 以上